# 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称横浜型企業誘致・産業立地促進計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 横浜市
- 3 地域再生計画の区域 横浜市の全域

## 4 地域再生計画の目標

#### (1)地域再生計画の背景

横浜市では、事業所数の減少が続く中、急速に進むグローバル化や情報化などの経済社会環境の変化や、急成長するアジア諸都市との都市間競争等に対応し、横浜経済を持続的に発展させていくことが求められています。

このためには、既存産業の活性化にあわせて、今後の横浜経済をリードするような、競争力を有する企業の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に取り組むことが必要です。

平成16年度には、税制優遇や最大50億円の助成を行う国内最大級の立地助成制度をもつ「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(企業立地促進条例)」を制定するなど、横浜型の企業誘致を展開していますが、厳しい国際競争や都市間競争に打ち勝つためには、産業が立地しやすい環境を整え、引き続き優良企業や、今後の成長が見込める新産業分野の企業集積を進める必要があります。

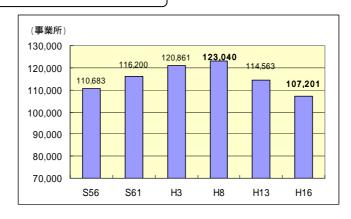
また、横浜市内には、理工系学部等を有する大学や、理化学研究所をはじめとした公的研究機関、民間の研究機関が立地しており、また、高度な技術を持った中小企業が数多く存在していますが、これらの既存ストックの活用を図るためにも、誘致によって集積した企業と市内企業や大学、研究機関との連携を進め、市内企業の事業機会拡大等を通じ、本市経済基盤の充実と底上げを図る必要があります。

以上を踏まえ、本市が取り組む方向としては、経済波及効果の大きい企業やブランド力のある企業、羽田空港再国際化等を見据えたアジア企業などの企業立地の促進を図るとともに、今後の横浜経済の成長発展をリードする重点産業分野として、バイオ、IT、環境・エネルギー、先端技術関連等の新産業の創出や、多様な主体との協働による創業・ベンチャーの促進を目指すことが重要と考えています。また新産業の創出には、ものづくり産業が培ってきた要素技術が不可欠であるため、この集積を促進し活性化を図ることも重要な課題です。

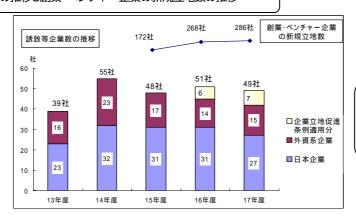
特に、先端産業を中心とする企業・研究機関の集積にあたっては、これまで推進してきた企業誘致策、バイオ産業等の育成を目指す「ライフサイエンス都市横浜」、全国的にも有数のものづくり基盤を有する市内企業との連携等の取り組みの継続のみならず、市としてより積極的・主体的に優良企業誘致を図るために、保有土地の有効活用等、新たな取組みを推進していくことが必要と考えており、平成18年度からはじまる本市の「次期中期計画」の中でも、企業誘致策等を強化・拡充していく考えです。

なお、「次期中期計画」においては、全市的にも特に優先度の高い7つの重点政策のひと つとして「横浜経済元気戦略」を掲げているところであり、その政策実現に向けた中核をな す事業として、企業誘致策等を推進する「横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開」を重点事業と位置づけています。

# 市内事業所数の推移(民営)



### 誘致等企業数の推移と創業・ベンチャー企業の新規立地数の推移



H18 年度の企業立地 促進条例の認定は 9月末現在6件

### 横浜市の次期中期計画

- ・横浜市では、平成18年6月に、横浜の20年先(おおむね2025年頃)を展望した「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定しています。
- ・この基本構想を着実に具体化していくための5ヵ年の実施計画を「中期計画」としており、平成18年度から平成22年度までを、中期計画の計画期間としています。
- ・横浜市次期中期計画における7つの重点政策

セーフティ都市戦略

子ども未来戦略

いきいき自立戦略

駅力・地域力戦略

横浜経済元気戦略

横浜経済活性化は7つの重点政策のひとつ

ヨコハマ国際戦略

環境行動都市戦略

### (2) これまでの取り組み

### ア 企業立地促進条例等による企業誘致の推進

横浜市では、既存産業の活性化にあわせて今後の横浜経済の発展をリードするような、競 争力を有する企業等の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に戦略的に取り組むことが 重要と考えており、平成16年度に、国内最大級の企業支援施策である「企業立地促進条例」 を制定し、業務系及び工業系の重点エリアを定め、一定規模以上の波及効果等の大きな投資 を対象とする企業誘致に取り組むとともに、市外企業の誘致促進のための支援制度や、既存 の中小丁場の新増設等に対するきめこまかな支援制度等を定めて投資の誘導を図るなど、横 浜型の企業誘致策を展開しています。

特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい2 1地区(業務系) と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度ですが、企業誘致の重要 性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の 促進に取り組んでいるところであり、平成18年9月現在までに19件の条例支援を認定し、 本市の予定支援額で約90億円、認定事業の総投下資本額で約1150億円の投資を誘導し ています。

これらの認定事業は、現時点では京浜臨海部や本市の臨海南部(金沢)工業地域が中心であ り、今後は新たに地区指定した内陸工業地における展開が重要と考えています。

特に、本市北部の鶴見川沿いに広がる内陸北部工業地域と、本市南部の柏尾川沿いに広が る内陸南部工業地域は、まとまりのある工業集積地として、その操業環境の維持保全が求め られる地域ですが、一部工場の撤退等に伴う土地利用転換も見られる地域であり、本市とし ては、工業系土地利用の保全に向けて、今後取り組みを強化すべき地域と考えているところ です。

#### 横浜市企業立地促進条例の対象地区



#### 横浜市の企業立地促進条例の概要

#### 1 概要

・一定規模以上の投下資本額のある事業計画につい て、経済波及効果等の審査により横浜経済の活性化 に寄与すると認められる場合に、その事業を認定し 支援する制度

## 2 対象事業

·工業系の対象地区においては、製造業の他、IT、バ イオ、環境、先端技術関連産業分野や自然科学研 究等を対象。

#### 3 支援内容

・投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の 1/2、5年間の減免、及び投資金額の10%(最大 50億円)の助成金の交付。

#### 4 実績

·平成16年4月の制度制定以降、平成18年9月現 在までに19件

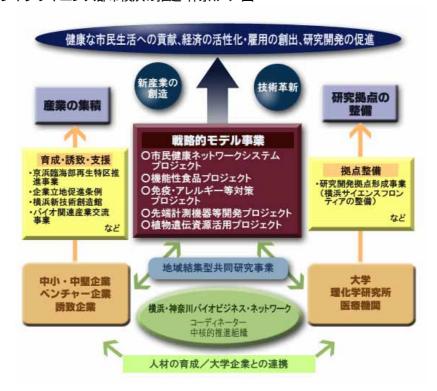
# イ バイオ系新産業創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進

本市では、バイオ産業の振興により、健康な市民生活への貢献や、経済の活性化を目指し、企業、研究機関、大学等の連携のもと、バイオ関連産業の集積や研究拠点の整備を図る「ライフサイエンス都市横浜」を推進しており、特に、京浜臨海部の鶴見区末広町周辺地区の約160haを先端科学分野の研究開発を先導する地区として「横浜サイエンスフロンティア」と位置付け、国際的な研究開発拠点形成に取り組んでいます。

この横浜サイエンスフロンティアにおいては、ライフサイエンス分野の研究開発を先導する核的な施設として、平成12年度にゲノム解析や遺伝子研究分野の国家的な最先端研究機関である理化学研究所横浜研究所を誘致するとともに、これと連携する機関として、隣接地に横浜市立大学連携大学院を整備し、研究開発拠点形成を進めています。

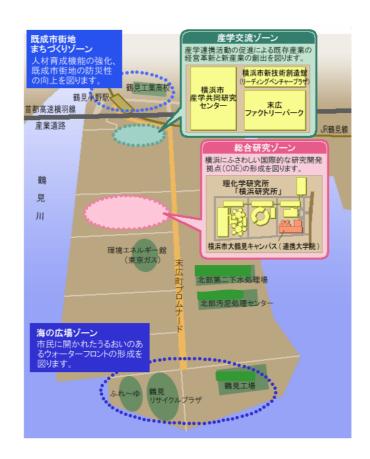
さらに当地区では、企業が大学等と連携して研究開発を実施できる施設として、「横浜市 産学共同研究センター」やベンチャー企業育成のためのインキュベート施設である「リーディングベンチャープラザ」といった施設整備を行い、バイオ産業の振興に取り組んでいます。

# (参考)ライフサイエンス都市横浜の推進・体系パージ図



#### ライフサイエンス都市横浜の4つの取り組み

- 1 研究開発拠点の整備
  - ・横浜サイエンスフロンティアの機能拡充
- 2 戦略的モデル事業の推進
  - ・市民の病気予防や健康に貢献する先進的なプロジェクトの推進
- 3 バイオ関連産業の集積促進
  - ・企業立地促進条例による企業誘致や国際的なバイオ関連展示会の開催
- 4 企業間連携のコーディネート
  - ·木原記念横浜生命科学振興財団事業の推進



### ウ 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援

企業立地促進条例を補完する制度として、条例対象地区以外にも一定の工業集積のある地域において、中小企業の工場新増設等を対象とする助成制度を定め、中小・中堅企業の投資の誘導と支援を進めるとともに、工業系土地利用の保全に取り組んでいます。

また、本市には高い技術力を持った中小企業の集積があるため、この技術力を活かして行政課題解決に活用する「行政課題解決型技術革新事業(横浜版SBIR)」を推進しており、本市が指定した行政サービスに有効な新技術、新製品等の開発成果が得られた場合、その製品を本市が行政サービスに活用します。

この他、中小・中堅企業の持つ技術力を活かす知的財産活用の支援や、大学発ベンチャー 創業支援等、ものづくりを振興する様々な施策を展開しています。

### エ IT産業振興等

横浜には、新横浜駅周辺において、半導体の設計開発関係等で300社を超えるIT企業 集積が進んでおり、横浜市としても当地区において国際ITビジネス交流特区の認定を得て IT産業支援を推進しています。

この他にも、横浜駅やみなとみらい21地区等におけるソフトウエア関係企業の集積など、 交通利便性や高度なものづくり産業の集積、人材確保の優位性等を背景に、IT関連企業集 積が進んでいます。

このような独自の集積の強みを活かしていくためのプランとして、「横浜市IT産業戦略」 を策定し、IT企業のクラスター形成支援等によるIT産業振興に取り組んでいます。

# (3)地域再生計画の目標

企業誘致等に係る事業展開については、次のとおり、数値目標を掲げて取り組みます。 これらはいずれも、本市の次期中期計画 (H18年度~H22年度)において掲げる目標です。

誘致・新規立地企業数・・・・・250件(H17年度49件)

工場新増設促進件数・・・・・200件(H17年度12件)

バイオ関連企業市内立地数・・・・160社(H17年度末134社(累計))

### 5 目標を達成するために行う事業

# 5 - 1 全体の概要

企業誘致等については、引き続き、課税特例や最大50億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とする「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進します。

また、独自の取り組みとして、次期中期計画で掲げる数値目標の達成に向け推進します。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 該当無し

# 5 - 3 その他の事業

- 5-3-1 支援措置を適用して行う事業
- (1)支援措置の番号及び名称

番号: C 3 0 0 4

名称:公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる 用途の範囲の拡大(国土交通省・総務省)

(2) 先買い土地の所在地(別添資料参照)

所在地:横浜市都筑区池辺町字藪前4261-1

- (3)買取りの時期及び目的
  - ・買取りの時期:平成3年12月(別添資料参照)
  - ・買取りの目的:公共公益施設用地
- (4)法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由

当該土地は、公共公益的施設等の用地として平成3年12月に取得しましたが、活用されないまま約15年が経過しています。

この間、公共施設利用については、市内関係部局へ利用計画照会を継続してきましたが、 周辺は工場地帯で住宅地とは離れていたことから、市民利用施設等の立地として必ずしも 好条件でなく、当該地に適した具体的な施設需要を特定することができず現在に至ってい ます。

また、取得当時より公共事業代替地として工場移転も想定してまいりましたが、敷地規模や立地条件等で成約に至る案件がなく、今後もその見込みが無い状況です。

横浜市では、2025年を展望した基本計画の見直しを行うとともに、平成18年度から平成22年度までの次期中期計画を策定していますが、これらの中でも、当該地を公共施設利用あるいは公共事業代替地として利用する計画はないことから、今後も当該地について法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みはないものと判断しています。

このため今般、本特例措置の活用を視野に入れ、活用計画を改めて検討した結果、内陸 北部工業地域内の立地という特性を活かした企業誘致事業の用地として活用することが 適当と判断したものです。

- (5) 先買い土地を供することを予定している事業の概要
  - 事業の名称

「横浜市都筑区池辺町企業誘致(公募)事業」

横浜市企業立地促進条例に定める対象事業者(工場・研究所等)を公募により 誘致します。

・事業主体

横浜市(横浜市が土地開発公社土地を買い戻し、公募選定事業者に貸付けます。)

- ・事業の用に供する先買い土地の面積
  - 11,076.61m<sup>2</sup>
- ・当該土地が所在する用途地域

工業地域・建ペい率60%・容積率200%・第5種高度地区

・事業の用に供する予定時期 平成19年4月以降

### 5-3-2 独自の取り組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、横浜市が推進する独自の経済活性化策として、 以下の取り組みを行います。

(1)企業立地促進条例等による企業誘致の推進

「企業立地促進条例」を活用した支援措置により、企業誘致を推進するとともに、「工業集積促進助成制度」の活用等により、中小工場の新増設の促進や工業系土地利用の保全を図ります。

(2) バイオ関連産業の創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進

バイオ系企業の集積を図るため、「ライフサイエンス都市横浜」推進事業として、「横浜サイエンスフロンティア(鶴見区末広町)」をはじめとする研究開発拠点の整備を推進します。

また、バイオ分野の先端技術を新産業の創出に結び付けていくことを目指し、戦略的な モデル事業となるプロジェクトを推進します。

(3)中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援

中小・中堅企業を育成し、ものづくりや創業を支援するため、行政課題解決型技術革新 事業(横浜版 SBIR)、横浜型知的戦略推進事業、大学発ベンチャー創業促進等を推進しま す。

(4) I T 産業振興

引き続き、本市独自の集積の強みを活かしたIT関連企業のクラスター形成支援等を推進するとともに、本市経済活性化に寄与する産業として育成していくため、IT産業振興のための新たなプランづくり等に取り組みます。

## 6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで (横浜市の次期中期計画期間)

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
  - 4(3)の目標については、横浜市が関与する誘致実績を数値目標とするものであり、横浜市が次期中期計画の目標として掲げるものであることから、行政評価を実施のうえ、市ホームページを通じて公表します。
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 既に認定されている国際 IT ビジネス交流特区等との連携を図ります。